

# 八街市教育委員会議事録

令和6年第3回定例会

期 日 令和6年3月21日（木）  
開会 午後 1時26分  
閉会 午後 1時46分

場 所 団体研修室

教育長及び 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	浅 尾 智 康 山 田 良 子 吉 田 昌 弘 橋 爪 通 代 近 藤 博
---------------	----------------------------------------	---------------------------------------------------

出席職員	教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 図書館長 学校給食センター所長 教育総務課副主幹（事務局）	富 谷 和 恵 一 瀬 祐 彦 須賀澤 勲 土 屋 顕 仁 富 谷 のり子 岩 井 濟 幸 野 慎 一
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

## 1. 教育長開会宣言

### ○教育長

ただいまから、令和6年第3回八街市教育委員会定例会議を開会します。  
本日の出席は私を含めて全員です。  
定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。  
本日の日程は事前に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

### ○教育長

議事録署名人に橋爪委員と近藤委員を指定します。

## 3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育総務課長よりお願いします。

○教育総務課長

資料の1ページから2ページをご覧ください。

令和6年2月15日から令和6年3月19日まで、教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

はじめに、議会関係について、まとめてご報告いたします。

2月20日から2月22日まで、本会議場にて、3月市議会定例会における一般質問が行われ、16名の議員から通告があり、教育委員会関係では「令和6年度予算」や「子育て支援・教育の充実」「中学校標準服」「図書館の充実」など、8名の議員から37の質問がありました。答弁の詳細については、4月の定例会でご報告いたします。

2月29日 文教福祉常任委員会に出席しました。令和5年度八街市一般会計及び特別会計補正予算を含む議案8件について審議が行われました。

3月5日、7日、11日の3日間、令和6年度予算審査特別委員会に出席しました。新年度予算について審議が行われました。

3月14日に、本会議に出席しました。3月議会では、追加議案を含め26議案が可決され、閉会となりました。

続きまして、その他の教育長が出席しました、主な行事及び動静についてご報告いたします。

2月17日 中央公民館にて、第47回八街市社会教育振興大会に出席いたしました。当日は、社会教育功労者表彰に、7名及び3団体が表彰され、作文発表では、「八街っ子の主張」で4名、「社会を明るくする運動」で5名から発表があったほか、落語家 林家喜久蔵氏による記念講演が行われました。この大会には、山田教育長職務代理者、吉田委員、橋爪委員にもご出席いただき、参加者は283名でした。

3月2日 中央公民館にて、こうみんかん祭に出席しました。公民館活動サークルや社会福祉協議会、明朗塾の方々による日頃の活動の発表など、3月2日から3日の2日間で3,115人の参加がありました。

3月4日 総合保健福祉センター大会議室にて、家庭教育講演会に出席しました。「発達障害をヒントにした生きやすい子の育て方」と題し、自身も発達障害の当事者であり、かつ支援者でもある成瀬篤史（なるせあつし）氏による講演が、対面とオンライン配信によるハイブリッド方式で行われました。当日の出席者は会場で81名、オンライン配信での視聴が25名、合計106名で、山田教育長職務代理者、橋爪委員にもご出席いただきました。講演会の内容は3月7日から今月末までYouTubeで配信しており、3月18日の時点で530回の視聴がありました。

3月12日 第1回目の開催となる「中学校の地域部活動推進協議会」に出

席しました。少子化の中でも、将来にわたり子どもたちが、スポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保、環境の整備を目標に、県が推進する令和8年度の部活動の地域移行に八街市としてどのように取り組むか等について協議を行いました。順天堂大学客員教授の折目宇和氏を座長に、スポーツ協会会長、社会教育委員会議議長、校長会や教頭会、部活指導者の代表など計9名の委員が参加し、それぞれの立場からの意見だけでなく、「子どもたちからの意見聴取」「協議会の保護者参加」等、今後の課題の整理や方向性につながる意見が出されました。

3月13日 株式会社ユニマツプレシヤス及び株式会社八街未来都市との地方創生に関する包括連携協定の締結に係る協定書調印式に出席しました。

連携事項には8つの項目について、連携・協力することが掲げられ、その中には「スポーツ・文化・教育に関すること。」も含まれております。

3月17日 中央公民館にて文化講演会に出席しました。本市在住の馬頭琴奏者 美炎（みほ）さんと、ドラムパーカッション奏者 前田 仁（まえだひとし）氏による二人組ユニット「POLARIS（ポラリス）」による演奏が行われ、330人の参加がありました。山田教育長職務代理者には、文化協会役員としてご出席いただきました。

その他の行事等につきましては、書面をもって報告とさせていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

#### 4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回2月15日に開催しました第2回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしておりますが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

#### 5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号の議案4件です。

はじめに、議案第1号 八街市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

資料の3ページ及び別添の議案第1号資料をご覧ください。

改正の内容は、第13条第1項に規定する「会議を非公開とする事項」のうち、第4号について、「関係機関との協議を必要とする事項」といった曖昧な表記になっているため、これを「市長又は議会に対する意見の申し出その他市長、県教育委員会その他の関係機関との協議等を必要とする事項」と、具体的な表記に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

非公開とする要件について、正確な表記に改正したいという趣旨とのことですが。質問がなければ原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、議案第1号について可決することに決定しました。

次に議案第2号 八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

資料の4ページ及び別冊の議案第2号資料をご覧ください。

改正の内容ですが、第2条については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」について、以下の条文に同法の記載がないため、「以下「法」という。」の文言を削除するものです。

次に、第5条、会議の議決事項について、第11号に規定する「職員の分限及び懲戒の処分を行うこと。」のうち、分限における傷病に関する休職は他に定めがあり、議案として諮る必要性がないことから、「分限」の次に「(傷病による休職を除く。)」と加えるものです。次に、第18条第2項に規定する事務局に属する職員について、第2号の表中、指導主事の項については表記の整備、事務職員の項については「課長補佐」の職を加えるものです。

なお、施行日は令和6年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対して、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

それでは質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

それでは、ご異議なしと認め、議案第2号について可決することに決定しました。

次に議案第3号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について、事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第3号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正する規則につきましてご説明いたします。資料の5ページ及び別添議案第3号新旧対照表をご覧ください。

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の別表（第3条）職種別基準表の職種に「日本語指導員」を新たに追加するものです。

これは、国の事業である、「令和6年度帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用し、日本語指導ができる支援員2名を小学校と中学校に1名ずつ、会計年度任用職員として派遣いたします。

対象経費に対して、国1/3、県1/3、市1/3の補助割合です。施行期日は、令和6年4月1日からです。

なお、現在実住小学校、八街東小学校 八街北小学校に日本語指導に係る教員が配置されており、令和6年度から新たに朝陽小学校にも日本語指導の教員が配置されます。この市の会計年度任用職員としての小学校1名、中学校1名の日本語指導員の配置は、加配教員が配置されていない4小学校と4中学校に週1回程度巡回し、日本語指導が必要な児童生徒の指導にあたる予定です。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対して、ご質問等がありましたらお願いします。

では私から1点。会計年度任用職員の日本語指導員は今回初めて置かれる職ということになりますか。

○学校教育課長

そのとおりです。

○教育長

そのために、新たに規則に日本語指導員を加えたということですね。

○学校教育課長

はい。そのとおりです。

○近藤委員

それでは新たに配置される学校の日本語指導を必要とされる子供の人数は。

○学校教育課長

令和6年度は新たに配置される小学校4校では9人、中学校4校では15人を見込んでいます。

○教育長

他に質疑がなければ、議案第3号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定しました。

続きまして議案第4号 第2次八街市子どもの読書活動推進計画について事務局の説明をお願いします。

○図書館長

資料の6ページ及び別添第4号資料をご覧ください。

この度、第2次八街市子どもの読書活動推進計画を作成するにあたり助言をいただきましてありがとうございます。パブリックコメントを行い最終審査を行いました。なお、図書館協議会にも諮りご承認いただいております。

議案第4号資料をご覧ください。

新旧対照表のパブコメ反映後の28ページの下の(8)関係機関との連携事業、図書館、関係機関、ボランティア団体、民間団体、民間企業などが持つノウハウや人材を活用した取り組みは、読書活動を一層推進することが期待されます。子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げられるよう、関係機関と連携し事業に取り組みます。

以上がパブリックコメントでの意見による追加部分です。

今後、本計画に基づき家庭、地域、学校、幼稚園、保育園、図書館における取り組みの一層の充実を図り、さらに子供の読書活動推進に取り組んでまいります。引き続き皆さまのご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

では、ただいまの説明に対してご質問等がありましたらお願いします。

○山田教育長職務代理者

議案第4号の意見の要旨のところに、「自宅で読書を通じて子どもの情緒や感性を延ばす教室を開講している」と書いてありますが、そういうボランティアのような活動する民間企業があるということですね。

○図書館長

この方は以前、保護者向けに「感想文の書き方」について講座を開催した時に、講師をしていただいたこともあり、このような意見をいただいたところです。

○山田教育長職務代理者

ご自宅を開放して、こういう活動をされていらっしゃる方でしょうか。

○図書館長

はい。そうです。

○山田教育長職務代理者

市内にこのように読書を推進してくださる個人、あるいは団体は、どのくらいあるのでしょうか。

○図書館長

読み聞かせなど、ボランティアとして登録されている団体は2つございます。

○山田教育長職務代理者

子どもたちの読書推進でボランティア団体との連携はとても重要で、大変良いことだなと思いました。

○教育長

では、パブリックコメント前の計画案に、新たに関係機関との連携事業の項目を加えた形で、子供の読書活動推進計画を作成するという議案になりますけれども、特に質疑がないようでしたら、議案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

では、ご異議なしと認め、議案第4号について、可決することに決定いたしました。

では以上で、本日の議題は終了いたしました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程はこれをもって終了し、閉会とします。

令和6年第3回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 6年 3月21日(木)  
午後1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録の承認について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

議案第2号 八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

議案第3号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

議案第4号 第2次八街市子どもの読書活動推進計画について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言



教育長報告

令和6年2月15日～令和6年3月20日

日付	曜日	時間	場 所	内 容
2/15	木	8:25	実住小学校、教育センター	学校訪問
〃	〃	13:30	団体研修室	教育委員会定例会議
2/16	金	9:00	教育長室	校長2次面接
〃	〃	11:00	酒々井町	ケーブルネット296放送番組審議会
2/17	土	13:00	中央公民館	社会教育振興大会
2/18	日	13:00	団体研修室	職員採用面接
2/19	月	13:30	特別会議室	行政改革推進本部会議
2/20	火	10:00	議場	市議会本会議（一般質問）
2/21	水	10:00	〃	〃
2/22	木	10:00	〃	〃
2/24	土	17:30	スポーツプラザ	スポーツ協会役員会
2/25	日	12:45	中央公民館	第17回八街吹奏楽フェスタ
2/26	月	13:10	教育長室	校長目標申告面談
2/27	火	10:00	議場	市議会本会議（議案質疑）
2/28	水	13:10	教育長室	校長目標申告面談
2/29	木	9:00	議場	市議会文教福祉常任委員会
3/2	土		中央公民館	こうみんかん祭
3/4	月	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃	13:20	大会議室	家庭教育講演会
〃	〃	14:00	八街中央中学校	教育センター運営委員会
〃	〃	15:00	〃	幼小中高連携推進委員会
3/5	火	9:00	議場	市議会予算審査特別委員会 歳入
3/7	木	9:00	〃	市議会予算審査特別委員会 歳出
3/8	金	9:20	八街南中学校	中学校卒業式
3/9	土	9:00	スポーツプラザ	教育長杯ママさんバレー大会
〃	〃	13:30	大会議室	防災セミナー
3/11	月	13:30	議場	市議会予算審査特別委員会（総括質疑）
3/12	火	9:00	教育長室	教育委員会連絡会議
〃	〃	15:00	大会議室	地域部活動推進協議会
3/13	水	14:00	中央公民館	第5回社会教育委員会議

3/13	水	15:00	特別会議室	ユニマツト協定書調印式
3/14	木	10:00	議場	市議会（令和6年3月議会閉会）
3/15	金	9:30	八街北小学校	小学校卒業式
〃	〃	15:00	千葉大学	千葉大学教授との打合せ
〃	〃	16:00	千葉市	秀明大学教授との打合せ
3/17	日	10:00	中央公民館	文化講演会
3/18	月	13:30	団体研修室	校長会
〃	〃	16:00	教育長室	印旛地区教育委員会連絡協議会監査
3/19	火	13:30	団体研修室	文化財審議会
〃	〃	15:00	〃	教頭会

前回議事録の承認について

令和6年2月15日第1回定例会議事録…別添のとおり

議案第1号

八街市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

八街市教育委員会は、八街市教育委員会会議規則の一部を別添のとおり改正する。

令和6年3月21日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第2号

八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

八街市教育委員会は、八街市教育委員会行政組織規則の一部を別添のとおり改正する。

令和6年3月21日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第3号

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部  
を改正する規則について

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を別添の  
とおり改正する。

令和6年2月15日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第4号

第2次八街市子どもの読書活動推進計画について

八街市教育委員会は、第2次八街市子どもの読書活動推進計画について別添のとおり策定する。

令和6年3月21日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

## 議案第1号

八街市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

八街市教育委員会会議規則（昭和51年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 市長又は議会に対する意見の申出その他市長、県教育委員会その他の関係機関との協議等を必要とする事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八街市教育委員会会議規則（昭和51年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(会議の公開等)</p> <p>第13条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関との協議を必要とする事項</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会議の公開等)</p> <p>第13条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長又は議会に対する意見の申出その他市長、<u>県教育委員会その他の関係機関との協議等を必要とする事項</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>



八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

八街市教育委員会行政組織規則（平成8年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。以下「法」という。」を削る。

第5条第11号中「分限」の次に「（傷病による休職を除く。）」を加える。

第7条中「第8条」を「次条」に改める。

第18条第2項第2号の表指導主事の項中職務の欄を次のように改める。

上司の命を受け、学校教育法(昭和22年法律第26号)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

第18条第2項第2号の表事務職員の項中職の欄を次のように改める。

主幹  
課長補佐  
副主幹  
係長  
主査

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八街市教育委員会行政組織規則（平成8年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○八街市教育委員会行政組織規則</p> <p>平成8年3月25日 教育委員会規則第4号</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第30条に規定する学校その他の教育機関をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>(議決事項)</p> <p>第5条 会議において議決する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 職員の分限 及び懲戒の処分を行うこと。</p> <p>(12)～(21) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>○八街市教育委員会行政組織規則</p> <p>平成8年3月25日 教育委員会規則第4号</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第30条に規定する学校その他の教育機関をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>(議決事項)</p> <p>第5条 会議において議決する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 職員の分限（<u>傷病による休職を除く。</u>）及び懲戒の処分を行うこと。</p> <p>(12)～(21) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

- (1) (略)
- (2) 前号に規定するもの以外の職に充てる職員及びその職務は、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
指導主事	指導主事	上司の命を受け、学校教育法 — における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
	主幹 副主幹 係長 主査 主査補 主任主事 主事	上司の命を受け、所掌事務を処理する。
事務職員	主幹 副主幹 係長 主査 主査補 主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	社会教育 主事 学芸員	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。 上司の命を受け、文化財等の収集、保管、調査研究及び展示普及、その他これと関連する事業についての専門的職務に従事する。
技術職員	主任技師 技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定するもの以外の職に充てる職員及びその職務は、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
指導主事	指導主事	上司の命を受け、学校教育法(昭和22年法律第26号)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
	主幹 課長補佐 副主幹 係長 主査 主査補 主任主事 主事	上司の命を受け、所掌事務を処理する。
事務職員	主幹 課長補佐 副主幹 係長 主査 主査補 主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	社会教育 主事 学芸員	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。 上司の命を受け、文化財等の収集、保管、調査研究及び展示普及、その他これと関連する事業についての専門的職務に従事する。
技術職員	主任技師 技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

その他 の職員	主事補 技師補	上司の命を受け、事務に従事する。 上司の命を受け、技術に従事する。	主事補 技師補	上司の命を受け、事務に従事する。 上司の命を受け、技術に従事する。
3 (略)			3 (略)	

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「

一般事務補助員	1	9	1	25
市税等収納補助員				
延長保育嘱託員				
調理員				
清掃作業員				
学校用務員				
学校給食センター技術員				
学校給食補助員				
図書館補助員				
特別支援教育支援員				
社会教育指導員				
家庭教育指導員				
学校教育相談員				
協働のまちづくりコーディネーター				

」を「

一般事務補助員	1	9	1	25
市税等収納補助員				
延長保育嘱託員				
調理員				
清掃作業員				
学校用務員				
学校給食センター技術員				
学校給食補助員				

図書館補助員				
特別支援教育支援員				
社会教育指導員				
家庭教育指導員				
学校教育相談員				
協働のまちづくりコーディネーター				
日本語指導員				

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第17号）新旧対照表

現行				改正後（案）					
職種	基礎号給		上限		職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給		職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務補助員	1	9	1	25	一般事務補助員	1	9	1	25
市税等収納補助員					市税等収納補助員				
延長保育嘱託員					延長保育嘱託員				
調理員					調理員				
清掃作業員					清掃作業員				
学校用務員					学校用務員				
学校給食センター技術員					学校給食センター技術員				
学校給食補助員					学校給食補助員				
図書館補助員					図書館補助員				
特別支援教育支援員					特別支援教育支援員				
社会教育指導員					社会教育指導員				
家庭教育指導員					家庭教育指導員				
学校教育相談員					学校教育相談員				
協働のまちづくりコーディネーター					協働のまちづくりコーディネーター				
—					—				
					日本語指導員				

別表（第3条）

職種別基準表

校内適応指導教室補助教員	1	17	1	33	校内適応指導教室補助教員	1	17	1	33
司書					司書				
郷土資料館補助員	1	25	1	41	郷土資料館補助員	1	25	1	41
子育て支援サポーター	1	29	1	45	子育て支援サポーター	1	29	1	45
介護認定調査員	1	33	1	49	介護認定調査員	1	33	1	49
短時間保育士	1	37	1	53	短時間保育士	1	37	1	53
保育士					保育士				
教諭					教諭				
教育センター指導員					教育センター指導員				
教育支援アドバイザー					教育支援アドバイザー				
看護師	1	49	1	65	看護師	1	49	1	65
管理栄養士					管理栄養士				
栄養士					栄養士				
歯科衛生士					歯科衛生士				
保健師	1	25	1	41	保健師	1	25	1	41
助産師					助産師				
手話通訳者					手話通訳者				
社会福祉士					社会福祉士				
精神保健福祉士					精神保健福祉士				
介護支援専門員					介護支援専門員				
法人監査指導補助員					法人監査指導補助員				
母子・父子自立支援員	2	9	2	25	母子・父子自立支援員	2	9	2	25
セーフティアドバイザー	2	29	2	45	セーフティアドバイザー	2	29	2	45



家庭児童相談員	2	4 5	2	6 1	家庭児童相談員	2	4 5	2	6 1
婦人相談員					婦人相談員				
スポーツ競技大会運営プランナー					スポーツ競技大会運営プランナー				
消費生活相談員	2	6 1	2	7 7	消費生活相談員	2	6 1	2	7 7

様式第4号

“育て八街っ子”読書計画～第2次八街市子どもの読書活動推進計画～（案）  
に対する意見と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

	分類	意見の要旨	対応	市の考え方
1	第2次 八街市 子ども の読書 活動推 進計画 (案) p27 第3章 4. 家庭、 地域、 学校及 び図書 館など におけ る連携 ・協力 の推進 ”	(民間企業との連携) 自宅で読書を通じて子どもの情緒や感性を延ばす教室を開校している。その教室で行っている本の読み方を学ぶプログラムを図書館で実施されている読書体験を深める活動に活用するなど、図書館と民間企業が連携して子どもたちの読書活動推進を行えないか検討していただきたい。	A	いただいたご意見の民間企業との連携については、『千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）』においても「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた連携”の中に「地域の人材等（司書・ボランティア・民間団体・民間企業）と連携し、活用すること」とあるように民間企業の活用の記載があること。また、本計画、”第3章 4. 家庭、地域、学校及び図書館などにおける連携・協力の推進”の中に「単独では実施や継続が困難な取り組みへのサポートや、新たな連携のコーディネートを積極的に行っていく必要がある」としていることから、下記項目を追加します。  第3章 4. 家庭、地域、学校及び図書館などにおける連携・協力の推進 (8) 関係機関との連携事業〔図書館・関係機関〕 ボランティア団体・民間団体・民間企業などが持つノウハウや人材を活用した取組みは読書活動を一層推進することが期待されます。子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げられるよう、関係機関と連携し事業に取り組みます。

# 新旧対照表

当初案(パブコメ前)	パブコメ反映後
<p>p28</p> <p>(5)幼稚園、保育園、こども園における読書活動〔図書館・幼稚園・保育園・こども園〕</p> <p>日々の保育の中で絵本の読み聞かせを行ったり、園児が自由に絵本を手取るができる絵本コーナーを設置するほか、幼稚園、保育園、こども園に図書館司書やボランティアが出向いて、絵本を中心としたおはなし会や読み聞かせなどを実施します。</p> <p>(6)学級文庫サービスの実施〔図書館・学校〕</p> <p>小・中学校と市立図書館との連携により、各学校からの要請に応じて不足する図書などの資料を補うために、市立図書館が所蔵する資料を提供します。</p> <p>(7)小学校入学お祝い事業の実施〔社会福祉協議会・図書館・学校・〕</p> <p>社会福祉協議会と市立図書館との連携により、小学校に入学したばかりの児童を対象に作成したブックリスト「小学1年生へのおくりもの」を配付し、リストに掲載した本の中から希望の本をプレゼントします。</p>	<p>p28</p> <p>(5)幼稚園、保育園、こども園における読書活動〔図書館・幼稚園・保育園・こども園〕</p> <p>日々の保育の中で絵本の読み聞かせを行ったり、園児が自由に絵本を手取るができる絵本コーナーを設置するほか、幼稚園、保育園、こども園に図書館司書やボランティアが出向いて、絵本を中心としたおはなし会や読み聞かせなどを実施します。</p> <p>(6)学級文庫サービスの実施〔図書館・学校〕</p> <p>小・中学校と市立図書館との連携により、各学校からの要請に応じて不足する図書などの資料を補うために、市立図書館が所蔵する資料を提供します。</p> <p>(7)小学校入学お祝い事業の実施〔社会福祉協議会・図書館・学校・〕</p> <p>社会福祉協議会と市立図書館との連携により、小学校に入学したばかりの児童を対象に作成したブックリスト「小学1年生へのおくりもの」を配付し、リストに掲載した本の中から希望の本をプレゼントします。</p> <p>(8)関係機関との連携事業〔図書館・関係機関〕</p> <p>ボランティア団体・民間団体・民間企業などが持つノウハウや人材を活用した取り組みは読書活動を一層推進することが期待されます。子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げられるよう、関係機関と連携し事業に取り組みます。</p>